

別表第十七 小規模燃焼機器の設置(第六十三条関係)

(平二五規則八・一部改正)

燃焼機器の種類		規模
小型ボイラー類	冷暖房、給湯等の用途に用いる次の各号に掲げる機器 一 蒸気ボイラー 二 温水ボイラー 三 温水発生機 四 冷温水発生機	伝熱面積が十平方メートル未満で、熱出力が一時間当たり三十五キロワット以上
内燃機関類	冷暖房、給湯等の用途に用いる次の各号に掲げる機器 一 ガスヒートポンプ 二 コージェネレーションユニット(原動機がガス機関であるものに限る。)	一 燃焼能力が重油に換算した量で一時間当たり五リットル未満 二 発電出力が五キロワット以上(コージェネレーションユニットに限る。)

備考 内燃機関類の燃焼能力の重油の量への換算は、付表の上欄に掲げる燃料の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる燃料の量を同表の下欄に掲げる重油の量に換算する方法で行うものとする。

付表

燃料の種類	燃料の量	重油の量(単位 リットル)
一 液体燃料	一リットル	一・〇
二 気体燃料	一・六立方メートル	一・〇
三 固体燃料	一・六キログラム	一・〇